【規程番号　神女大短Ⅰ－007－(3)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学高大連携・交流委員会規程

（目 的）

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学の高大連携・交流の円滑な推進のため、必要な事項を検討し審議することを目的として高大連携・交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 高等学校との教育交流に関する協定に関すること。

(2) 高大連携科目受講生の受入れに関すること。

(3) 高大連携・交流の実施・運営に関すること。

(4) その他高大連携・交流の推進に関すること。

（組 織）

第３条　委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 神戸女子大学の各学部から選出された教員

(3) 神戸女子短期大学から選出された教員

(4) 入試広報課、教務課、学生課に配置する職員

(5) その他、学長が委嘱した委員

２　委員長は、委員の中から学長の指名により任命する。

（運 営）

第４条　委員会は、次の手続きに基づいて運営される。

(1) 委員長が審議事項を取りまとめ委員を招集し、会議を開催し、その議長となる。

(2) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(3) 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求めて意見を聞くことができる。

(4) 委員による審議は、委員の委任状を含めた過半数の参加によって成立し、議事の許諾は委員の委任状を含めた出席者の３分の２以上の賛成をもって委員会決議とする。

(5) 委員による審議は、メールにて代行することができ（以下メール会議）、メール会議における議事の許諾は全委員の過半数の賛成をもって委員会決議とする。

(6) 委員による会議の審議内容については、議事録を作成し、地域連携推進センター長に報告する。

（実施手続）

第５条　委員会の審議結果に基づき、部局長等会議の意見を聴き学長が実施する。ただし、学長は、実施にあたり教授会の意見を聴くことができる。

（所管事務）

第６条　委員会の事務を所管する部署は、入試広報課とする。

（改 廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学高大接続・連携委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）